

## 福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等のあり方に関する有識者会議傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等のあり方に関する有識者会議設置要綱第6条第2項の規定に基づき、福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等のあり方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

### (傍聴の手続)

第2条 有識者会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議開催の15分前までに整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

### (定員)

第3条 有識者会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員は、あらかじめ市長が定めるものとする。

2 傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選によって傍聴者を決するものとする。

### (入場の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) ポスター、ビラ、拡声器その他有識者会議もしくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、有識者会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

### (傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、有識者会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと
- (2) 会議場において発言しないこと
- (3) みだりに席を離れないこと
- (4) 飲食または喫煙をしないこと
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること
- (6) たすき等を着用し、またはプラカードを掲げる等示威的行為をしないこと
- (7) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと
- (8) 会議場において許可なく撮影、録音その他これに類する行為をしないこと
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為をしないこと

### (その他の事項)

第9条 この要領の実施について新たに必要が生じた事項は、市長が定める。

### 附 則

この要領は、令和7年8月27日から施行し、令和8年3月31日をもってその効力を失う。

別記様式（第 2 条関係）

整 理 番 号 票

年 月 日

**福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等のあり方に関する有識者会議**

No. \_\_\_\_\_

傍聴者は、会議の開催中この整理票を携行し、係員の  
求めに応じて提示してください。